

研修室・調理室の利用案内

学校教育支援センターの研修室は、研修・会議などに利用できます。また、調理室もあります。利用にあたっては、公共施設予約システム（以下、予約システム）の登録（文化施設）をしていただくと便利です。

1 利用者登録

予約システムの利用には登録が必要です。登録申請書は学校教育支援センター受付で配布しています。また、練馬区のホームページからもダウンロードできます。→
<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>

登録申請書に必要事項を記入し、110円切手を添付した返信用封筒と一緒に、学校教育支援センター受付へ提出してください。

内容を審査のうえ、「公共施設予約システム登録カード」を発行します。

学校教育支援センターの抽選に参加できるのは、学校教育支援センターを主に利用する施設（以下、ホームグラウンド）に設定した、区内在住・在勤・在学者が半数以上を占める、構成員10名以上の団体（以下、区内団体）です。10名未満の団体は空き枠での申し込みとなります。

2 利用方法

登録が完了したら、パソコンや受付に設置しているタッチパネル式利用者端末などから抽選・予約の申込みができます。下記のURLを入力して「練馬区公共施設予約システム」のポータルサイトを表示してください。

→<https://yoyaku.city.nerima.tokyo.jp/portal/>

3 利用時間および利用料（1時間単位で利用できます）

室名	定員	利用料（1時間）	利用時間
研修室1	45名	600円	午前9時～午後5時、 午後5時30分～午後 9時30分。
研修室2	45名	600円	
研修室1+2	90名	1,100円	
調理室	25名	600円	

（1） 研修室の付帯設備（音響機器・プロジェクター・スクリーン）は研修室1で利用できます。1時間あたり使用料は、映像音響設備250円となります。

- (2) 使用時間には、準備および後片付けの時間を含みます。
- (3) 12月29日～1月3日はご利用になれません。また、臨時に休館する場合があります。
- (4) 行政活動への協力団体、障害のある方の団体、ご高齢者の団体、生涯学習団体等は利用料金の減免を受けられる場合がありますので、申込時にお問い合わせください。

4 受付期間

○予約システムのスケジュール

【抽選申込】利用2か月前の1日～9日

※学校教育支援センターをホームグラウンドにした区内団体のみ対象

【抽選日】利用2か月前の10日

【確定期間】利用2か月前の10日～17日

※当選した日を確定します。期間内に確定入力をしないと、自動的にキャンセル扱いとなりますのでご注意ください。

【空き状況公開】利用2か月前の18日

【先行申込期間】利用2か月前の19日～24日

【空き枠申込】利用2か月前の25日～利用予定日の前日まで

※区内・区外・人数を問わず、利用登録をしたすべての団体対象

○予約システムの登録をしていない団体等の受付

利用2か月前の25日～利用予定日の前日までの【空き枠申込】で受け付けます。

学校教育支援センター受付で配布している利用申請書に必要事項を記入して提出してください。承認書をお渡しします。 ※電話で仮予約ができます。

○利用料金の支払い

料金は、利用当日に登録カードもしくは承認書を提示の上、お支払いください。

○変更・取り消し

利用予定日の前日まで、予約システムで変更・取消ができます。 ※利用予定日の7日前を過ぎて、予約の変更・取消をおこなうと「利用申込制限」の対象となります。

予約システムの登録をしていない団体で、予約を変更・取り消しの必要が生じた場合も必ずご連絡ください。

<申込み・問い合わせ先> 学校教育支援センター受付

☎6385-8686 (直通)

使用上のご注意

1 利用方法

利用当日は、登録カードもしくは承認書と使用料を必ずお持ちの上、学校教育支援センター受付までお越しください。利用料をお支払いいただいた後、鍵をお渡しします。

ご利用が終わりましたら、会場の片付け・消灯・施錠をして受付へ返却してください。

※調理室は、使用した器具は元の場所へお戻しください。

※利用後のゴミ等は全てお持ち帰りください。

2 飲食

調理室で調理したものについては、調理室内で飲食することができます。

研修室は、飲食を主目的とした利用はできません。

3 たばこ

施設および敷地内での喫煙はできません。

4 駐車場（有料）

駐車場は16台（内、障害者用1台）あります。台数に限りがありますので、車の来所はなるべく避けていただくようお願いします。

※利用にあたり必要とする荷物の運搬のために、やむを得ず駐車場を利用する場合など減額になる場合があります。

5 禁止事項

(1) 大きな音を出す行為。楽器の演奏、合唱、舞踊、健康体操等の行為もできません。

(2) 水を利用する行為。書道・絵画・茶道・華道・フラワーアレンジメントなど。（研修室）

(3) 営利を目的とした利用。

(4) 不特定多数の方を集めての利用。

先着順・当日受付などを行う行事でのご利用はできません。

(5) 特定の宗教の布教または入信を勧誘するものと認められるとき。

(6) 床、壁、天井、機器など施設を損傷する行為。

(7) 申請目的と異なる利用。

(8) その他、学校教育支援センター所長が利用を不相当と認めるとき。